

屋外広告業廃業等届出書(特例届出関係)

大阪府内
共通様式

年 月 日

_____市長 様

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、
その名称及び
代表者の氏名〕

㊞

- 大阪市屋外広告物条例 第15条の7第1項
- 堺市屋外広告物条例 第24条の7
- 豊中市屋外広告物条例 第43条第3項
- 吹田市屋外広告物条例 第34条第1項
- 高槻市屋外広告物条例 第25条第1項
- 枚方市屋外広告物条例 第41条第1項
- 八尾市屋外広告物条例 第41条第1項
- 寝屋川市屋外広告物条例 第43条第3項
- 東大阪市屋外広告物条例 第34条の7第1項

の規定により、次のとおり屋外広告業の
廃業等の届出をします。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

① 届出番号	_____市 特例届出 第 _____ 号
② 届出年月日	_____年 _____月 _____日
③ 法人・個人の別	1 法人 2 個人
④ 商号及び氏名 <small>ふりがな ふりがな</small> 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
⑤ 住所 〔法人にあつては、その主たる 事務所の所在地〕	
⑥ 廃業等の理由	1 死亡 2 合併 3 破産手続開始の決定 4 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 5 屋外広告業の廃止
⑦ 届出事由が生じた日	_____年 _____月 _____日
⑧ 屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

届出者連絡先
所属等

担当者名

電話番号

記載上の注意

- 1 「届出者」の欄は、届出書を提出する年月日と、届出者が法人である場合は、登記事項証明書の本店の住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

届出者が個人である場合は、住民票または登録原票記載事項証明書の住所及び氏名を記載してください。各特例市の届出者の押印要否については下記のとおりです。（令和3年6月1日現在）

大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、八尾市	押印不要（記名のみで可）
堺市、枚方市	記名+押印 もしくは 署名
寝屋川市、東大阪市	押印必須

※署名…自己の氏名を手書き（自署）すること。

※記名…自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷により氏名を記すこと。

※届出者が手続きを代理人に委任する場合の委任状の扱いについては、各市で対応が異なりますので各市にお問合せください。

- 2
- | | |
|--|----------------------------------|
| 大阪市屋外広告物条例 第15条の7第1項
堺市屋外広告物条例 第24条の7
豊中市屋外広告物条例 第43条第3項
吹田市屋外広告物条例 第34条第1項
高槻市屋外広告物条例 第25条第1項
枚方市屋外広告物条例 第41条第1項
八尾市屋外広告物条例 第41条第1項
寝屋川市屋外広告物条例 第43条第3項
東大阪市屋外広告物条例 第34条の7第1項 | は、届出をしようとする市の条例の条項以外の不要のものは消します。 |
|--|----------------------------------|

- 3 「①届出番号」及び「②届出年月日」は、大阪府知事登録を受けて大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪に「特例届出」をしたときに市から付与された届出番号とその届出年月日を記載します。これらは、市から交付された「特例屋外広告業届出書」副本に記載されていますので、ご確認ください。

- 4 「③法人・個人の別」「⑥廃業等の理由」「⑧屋外広告業者と届出者との関係」は、該当するものの番号を○で囲みます。

- 5 「⑦届出事由が生じた日」は、実際に廃業等があった年月日を記載します。

- 6 「届出者連絡先」は、届出書類の内容についてお尋ねするときに対応していただける担当者の所属等・お名前・電話番号を記載してください。

- 7 廃業等届出書の提出を、郵送にておこなう場合には、副本返送用に、切手をはった返信用封筒を同封してください。（副本の重さ+返信用封筒の重さ分）